

令和7年度 市住管 第2号

和歌山市中之島外 地内

# 市営住宅中之島第2団地外1団地給水量水器等取替工事

## 設 計 図 書

工事期間	75 日	自	令和	年	月	日
		至	令和	年	月	日
請負代金額						
受注者氏名						
監督員氏名	川崎俊和					

# 現場説明書

和歌山県住宅供給公社

## I 工事概要

- 1 本工事は、中之島第2団地と塩屋第2団地の各戸給水量水器(集会室と共用を含む。)及び集中検針盤の取替えを行うものである。
- 2 給水量水器等の取替えに際しては、団地自治会と取替え日時等について、十分打ち合わせをすること。  
取替え前及び取替え後の給水量水器の数値を記録し、記録表を公社へ提出すること。
- 3 日曜、祝日は施工しないこと。

## II 一般事項

- 1 工事施工に伴い近隣から苦情や被害の訴えがあった場合は、公社に報告するとともに適切に対応すること。
- 2 居住中の団地内における工事であるため、材料搬入等での工事車両の出入りについては、入居者の歩行及び通行に注意し、特に朝夕の登下校、通勤時間帯は団地内への搬入を避けること。
- 3 団地内では、喫煙マナーを徹底すること。
- 4 設計書に記載している商品・メーカー名等は、積算上指定したものであり、品質性能等がこれらと同等品以上と認められる場合で、かつ公社の承認を得た時は、当該製品を使用することができる。
- 5 設計図書の数量は、参考であり各社にて積算すること。

### 記

団地名	所在地
中之島第2団地	和歌山市中之島439番地10
塩屋第2団地	和歌山市塩屋1丁目3番

令和 7 年度 市住管 第 2 号

自 令和 年 月 日  
工事期間 至 令和 年 月 日

工事日数 75 日

## 市営住宅中之島第2団地外1団地給水量水器等取替工事設計書

但し和歌山市中之島外 地内

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要
	直接工事費						
1	中之島第2団地		1	式			
2	塩屋第2団地		1	式			
	直接工事費計						
	共通仮設費		1	式			
	純工事費						
	現場管理費		1	式			
	工事原価						
	一般管理費		1	式			
	工事価格						
	消費税相当額		1	式			
	工事費						

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要
1	中之島第2団地						
	1棟 量水器取替	各戸 リモート式25mm	16	箇所			
	1棟 量水器取替	集会室 リモート式25mm	1	箇所			
	1棟 量水器取替	共用 リモート式20mm	1	箇所			
	1棟 集中検針盤取替	18個用	1	箇所			
	2棟 量水器取替	各戸 リモート式25mm	12	箇所			
	2棟 量水器取替	共用 リモート式25mm	1	箇所			
	2棟 集中検針盤取替	13個用	1	箇所			
2	塩屋第2団地						
	量水器取替	各戸 リモート式25mm	31	箇所			
	量水器取替	集会室 リモート式25mm	1	箇所			
	量水器取替	共用 リモート式13mm	4	箇所			
	集中検針盤取替	36個用	1	箇所			

# 特記事項

和歌山県住宅供給公社

中之島第2団地

## (1) 建物概要

- ・ 1棟：鉄筋コンクリート造4階建
- ・ 2棟：鉄筋コンクリート造4階建

## (2) 工事内容

- ・ 1棟 16戸(25mm)の給水量水器の取替え  
集会所1戸(25mm)の給水量水器の取替え  
共用栓1箇所(20mm)の給水量水器の取替え  
集中検針盤の取替え
- ・ 2棟 12戸(25mm)の給水量水器の取替え  
共用栓1箇所(25mm)の給水量水器取替え  
集中検針盤の取替え

## (3) 材料

給水量水器は、1棟及び2棟共にリモート式量水器の取替えとする。

既存は、1棟が愛知時計電機(株)製のリモート式量水器であり、2棟が(株)金門製作所の電子式量水器である。

なお、旧給水量水器については、メーカー引き取りとする。

継ぎ手ユニオンは、既設のものを使用しても良いがパッキン等は新調のものを使用すること。

集中検針盤は、プリンター出力用コネクタ内蔵型とすること。

## (4) 施工

パイプスペース内は狭く、入居者の私物が置かれている場合があるため、取替え時には十分注意すること。

必要に応じ一部配管替え及び支持金物の取り付けを行うこと。

給水量水器の指示数については、取替え時の数値及び取替え後の数値についての記録を提出すること。

新給水量水器には住戸番号表示を貼り付けること。

旧量水器には住戸番号表示のうえ記録表と併せ公社監督員の確認を受けること。

## (5) その他

取替えは、令和7年11月10日から11月30日の間に行うこと。

# 特記事項

和歌山県住宅供給公社

## 塩屋第2団地

### (1) 建物概要

- ・ 1棟：鉄筋コンクリート造3階建
- ・ 2棟：鉄筋コンクリート造3階建

### (2) 工事内容

- ・ 31戸(25mm)の給水量水器の取替え
- ・ 集会所1戸(25mm)の給水量水器の取替え
- ・ 共用栓4箇所(13mm)の給水量水器の取替え
- ・ 集中検針盤の取替え

### (3) 材料

給水量水器は、リモート式量水器の取替えとする。

既存は、愛知時計電機(株)製のリモート式量水器である。

なお、旧給水量水器については、メーカー引き取りとする。

継ぎ手ユニオンは、既設のものを使用しても良いがパッキン等は新調のものを使用すること。

集中検針盤は、プリンター出力用コネクター内蔵型とすること。

### (4) 施工

パイプスペース内は狭く、入居者の私物が置かれている場合があるため、取替え時には十分注意すること。

必要に応じ一部配管替え及び支持金物の取り付けを行うこと。

給水量水器の指示数については、取替え時の数値及び取替え後の数値についての記録を提出すること。

新給水量水器には住戸番号表示を貼り付けること。

旧量水器には住戸番号表示のうえ記録表と併せ公社監督員の確認を受けること。

### (5) その他

取替えは、令和7年11月10日から11月30日の間に行うこと。

# 機械設備工事特記仕様書

- 1 工事概要
- 1 工事年度及び番号 令和7年度 市営管 第2号
- 2 工事名称 市営住宅中之島第2団地外1団地給水水量器等取替工事
- 3 工事場所 和歌山市中之島外 地内
- 4 工事内容 各戸、集金室、共用の給水水量器の取替え及び集中検針盤の取替え

5. 建物概要

建物名称	主体構造	棟数	階数	備考
1 中之島第2団地	RC造	2	4	
2 塩屋第2団地	RC造	2	3	

6. 工事種目

工事種別	建 物			備 考
	1	2	3	
衛生器具設備	-	-	-	
給水設備	○	-	-	
給湯設備	-	-	-	
排水通気設備(雨水)	-	-	-	
ガス設備	-	-	-	都市ガス ・ LPガス
消火設備	-	-	-	
特殊消火設備	-	-	-	・泡消火・CO2消火・FM200・その他( )
厨房器具設備	-	-	-	
浄化槽設備	-	-	-	
空調設備	-	-	-	
電気設備	-	-	-	
排気設備	-	-	-	

II 工事区分

項 目	建築	電気	機械
1 水道メーターの取替接続	-	-	○
2 集中検針盤の取替、信号接続	-	○	-

- III 工事仕様
- 1、共通仕様
- (1) 図面、及び特記仕様及び記載されていない事項は、平成11年版国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」による。
- (2) 建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの平成11年版 国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修「公共建築工事標準仕様書」等による。

量 水 器 ・ 貸 与 品 ○ 買 取 り ・ 既 設 品

仕様材料等標準メーカー表 (JIS等 JIS, HASS, JWWA)

メーカーリスト	品 名	規 格	備 考
管 類			
量 水 器	給水水量器	受給針検針機(機)	デジタル金門(機) 兼用針検針機(機)

2. 特記仕様 (G印をつけたものを適用する)

種目	項目	特記事項
I 現場代理人等	現場代理人等	契約後速やかに現場代理人を定めること。また、主任技術者及び監理技術者の配置については、建築法第26条によること。
	技術者等の資格	・建築法による主任技術者。 ○配管1級技能士 ・ 建築新築1級技能士 ○技能士 ・ 冷温水供給設備施工1級技能士
	施工計画書	○提出する ・ 提出しない 現場組織表： ○提出する ・ 提出しない
	現場組織表	現場組織表は、工事の規模、内容により必要な担当者を含め、施工に関する責任の範囲が明らかになるように作成し、監理員に提出しなければならない。(様式1参照) 下請負契約がある場合には、各下請人の施工分担当を把握できるように作成し、「様式2」により監理員に提出しなければならない。添付書類として下請負契約書(写)(1次、2次下請負契約もすべて)添付のこと。
	下請負人を定める場合	○現場代理人、主任(監理)技術者においては、現場での責任者の明確化を図るため、原案を着用すること。(別添一) 建築法第3条によること。
	施工体制制	締結した下請契約の代金が300万円以上になる工事は施工体制制を提出する。
	工事実績情報の登録	工事請負額が500万円以上の場合、工事実績データベース(別添二)に工事カルテの登録を行い、財団法人建設情報センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監理員に提出すること。
	工事保険の加入	○要(工事完了後まで) ・ 不要
	建設業者の助労条件改善のため「建設業連帯金共済組合」に加入する。	
	共通仕様	共済証紙は金融機関で退職金共済契約証を提出し必要枚数の証紙を購入して、その掛金収納票を契約時に提出すること。 工事完了に必要な書類、手続きは速やかに行い、その費用は全て請負者の負担とする
II 化学物質を含有する設備材料等の使用制限	使用材料標準メーカー表によるほか、同等品以上のもの。また一般資材については、規格、品質が条件を満足するものについては、原産品の優先使用に努めること。 請負業者は、工事施工において、自ら立家実施した高圧技術や配管工事等技術力に関する項目、または、単品品や確認入りサイクル製品の利用促進に関する項目、及び地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時点で所定の様式により提出することができる。	
	本工事に使用する設備材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)～(3)を満たすものとする。	
	① 保温材、断熱材はホルムアルデヒド及びシステレンを含有しないか、発散が極めて少ないもの。	
	② 接着剤はフタル酸ジエチル及びフタル酸ジエチルを含有しない難燃性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有しないか、発散が極めて少ないもの。	
	③ 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有しないか、発散が極めて少ないもの。なお、ホルムアルデヒドを含有しないものは、①及び②の☆☆☆表示建築材料をいい、ホルムアルデヒドの発散が極めて少ないものとは、①及び②の☆☆☆表示建築材料または同等品をいう。	
	本工事においては、原則として☆☆☆表示建築材料を使用するものとする。該当する材料がない場合は監理員の承認を受けた上で☆☆☆表示建築材料または同等品を使用することが出来る。	
	○ 工事用電力、水	本工事に要する電力・水等の費用は、完成引渡しまでは請負業者の負担とする。
	○ 工事写真	工事写真は建設大臣官庁官庁管轄部監修(工事写真の撮り方、建築設備編)による。 工事前、工事中、完成時の写真(1部)を係員の指示する規格の台紙に撮影し、撮影箇所を特記して提出する。規格はカラーサイズA5以上。デジタルカメラを使用する場合は有効画素数 ⑩ 万画素以上、プリンターはフルカラー ⑩00以上とリンク用紙等は通常の利用条件下で3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。
	○ 施工図	本工事施工前に施工図を作成の上、係員の承認を受ける。(使用材料を含む)
	○ 引渡し関係書類及び付属品	
○ CADデータ	・保存形式、保存媒体及び作成範囲は監理員の指示による。 貸与 ・ 有 ○無 完成データの提出 ・ 要 ○不要 注) 貸与するCADデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成以外に使用してはならない。 ・ 有り ○なし 既済水道メーターの処分はメーカー引き取りとする。 水道メーターのメーカー引き取り書は提出すること。	
○ 支給品		
○ 発生材		
○ 躯体貫通	・コンクリート躯体貫通作業については、事前に放射線探査を行い、監理員の承認を得作業を行うこと。(該貫通は原則行わない) 放射線探査箇所を画面にて ・ 提出しない	
○ 養生処分	・ 構内敷ならし ・ 構内指定場所に埋填 ・ 構外敷出 「建設発生土の処分指定に関する要綱」に基づく指定処分場	
○ 埋戻し土	・ 山砂の類 ・ 根切り土中の良質土	
○ 地中埋設機	・ 設置する(・給水管 ・ 排水管 ・ ガス管 ・ 油管 ・ 消火管) ・ 設置しない	
○ 部分工引継	・ 有り(工事請負契約書第38条による) ○なし ・ 有り(工事請負契約書第38条による) ○なし	

3 場 削

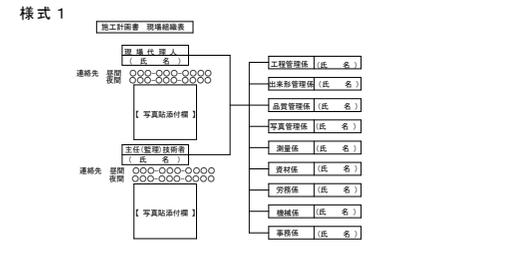
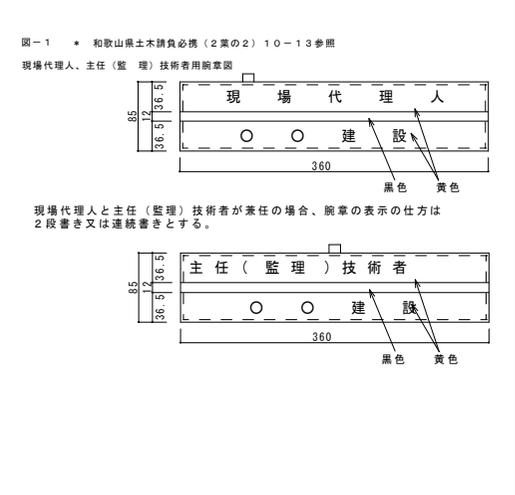
既設設備等の取り替え又は撤去の際において、施設管理者と協議のうえ、危険が伴うと判断した時は、関係図の電源を遮断、完成を待機工事をおこなうこと。 請負にかかると主任技術者は必ず立会い指導を行うこと。なお当該施工について資格を要する主任技術者は必ず立会い指導を行うこと。また、時間帯及び日程の協議を行い、施工時は必ず施設管理者の立会いを受けること。 既設図書の調査、施工の日程計画、発設計画、有資格者の選任、関係先への届出、検査、試験及び施工図等施工計画書を提出すること。

3 総合調整

各機種の施工完了時に次の総合調整を行い、機器等の運転状態を確認し、測定結果及び測定者名を記入の上、監督員に提出する。  
・ 風量調整 ○水量調整 ・ 室内外空気の温度の測定  
・ 室内気流及びじんあい測定 騒音の測定

3 調整基準価格を下回る価格で落札した場合については、請負者は、下請金額にかかわらず施工体制制及び施工体系図を納入執行者へ提出(契約書の写しも含む。)しなければならない。  
1 1の書類の提出に際し、その内容のヒアリングを納入執行者から求められた場合 請負者は応じなければならない。  
2 調整基準価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工図書の提出に際して、その内容のヒアリングを納入執行者から求められたときは、請負者は応じなければならない。  
3 調整基準価格を下回る価格で落札した場合において、調査時と工事完了後の実績とを列記した書類を提出し、かつその内容のヒアリングを納入執行者から求められたときは、請負者は応じなければならない。また、納入執行者が完了後の下請負者の同意を求める場合は、請負者は応じなければならない。  
4 1から4の提出物の指示に違反し、施工体制制を提出せず、またヒアリングに不応じた場合は、和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱(最終改正、平成15年8月25日技第508号)に該当するものとし、指名停止とする。

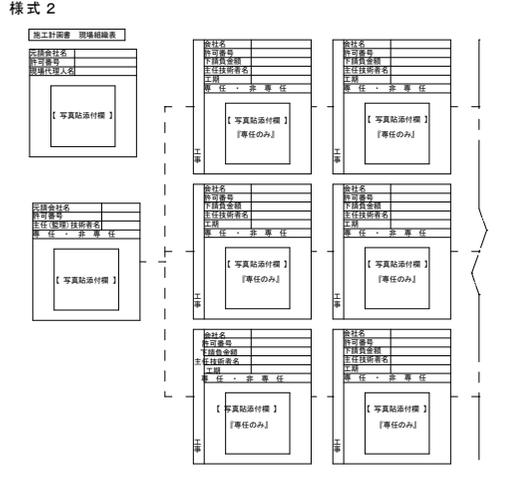
水 質 試 験 飲用水の給に関する基準に適合した器具を使用すること。



工事の規模、内容により必要な担当者を含め、施工に関する責任の範囲が明らかになるように作成し、監理員に提出しなければならない。

【 注意事項 】

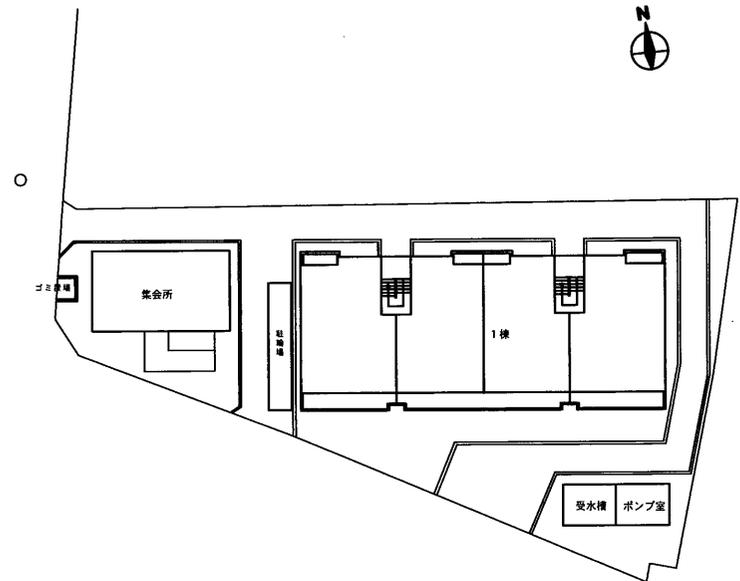
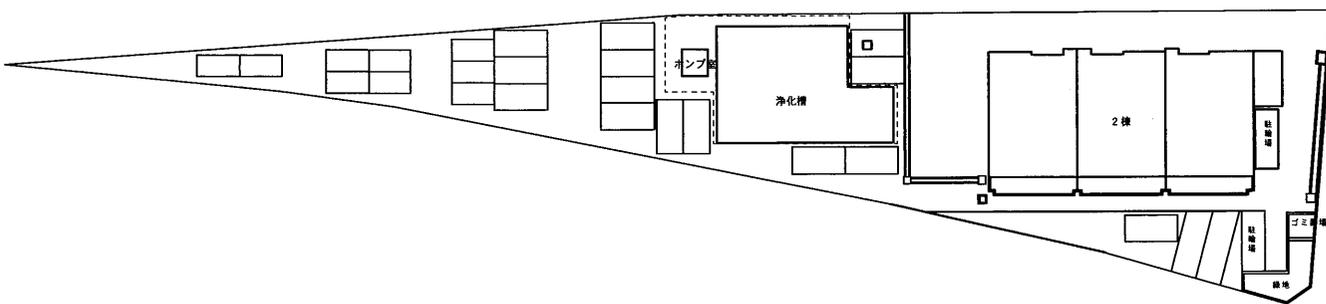
- 添付する写真等は、縦3cm、横2.5cm程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。
- カラーコピー、もしくはデジタルカメラ写真を印刷したものでよい。
- 下請負契約がある場合は、写真等は様式2に添付するものとし、該当様式1では、省略できるものとする。



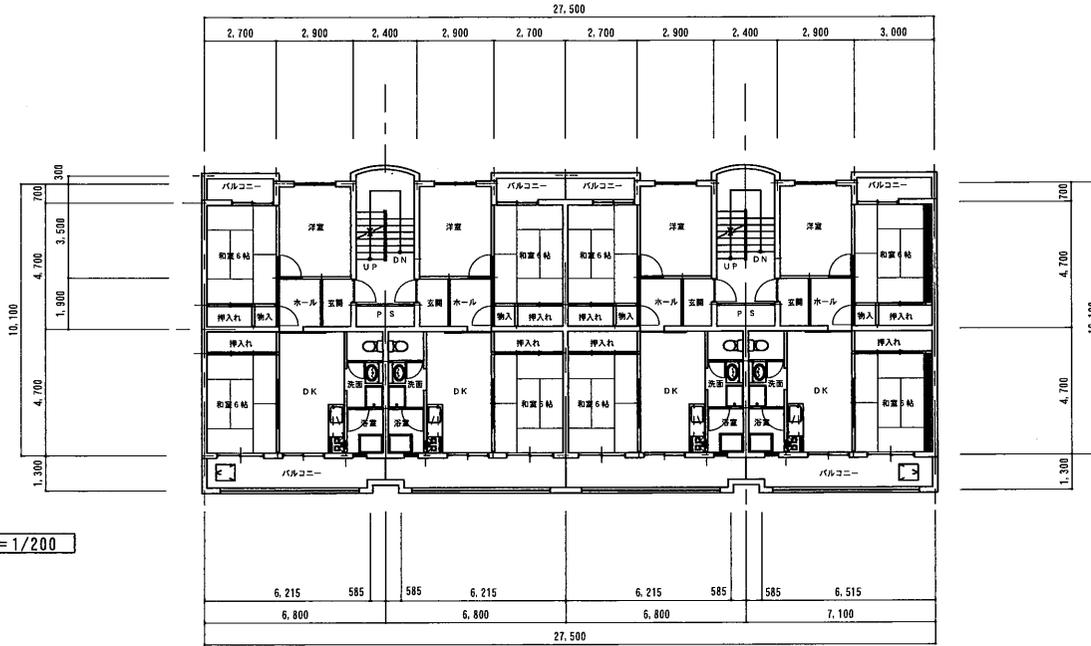
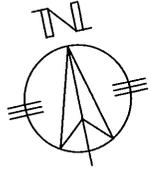
下請契約がある場合においては、各下請人の施工分担関係を明確にするとともに、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担当を把握できるように併し監理員に提出しなければならない。 添付書類として下請契約書(写)(1次、2次下請引継もすべて)を添付のこと。

【 注意事項 】

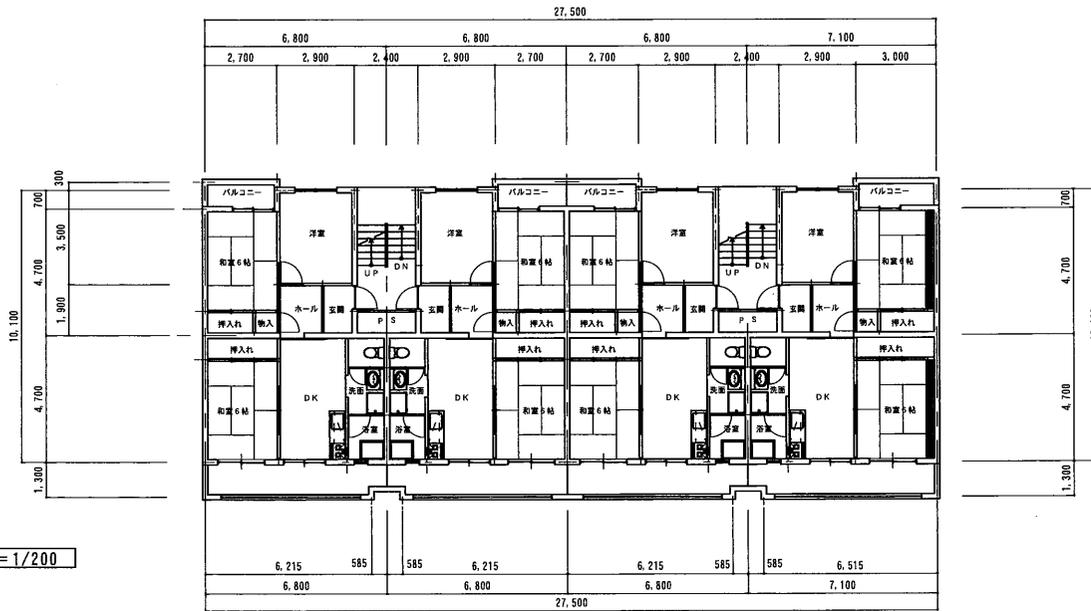
- 全ての下請負契約書(写)を添付の事。
- 下請負者の主任技術者の写真は専任の場合のみ添付の事。
- 添付する写真等は、縦3cm 横2.5cm程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。
- カラーコピー、もしくはデジタルカメラ写真を印刷したものでよい。
- A3版で作成したものでよい。



			SCALE	図面名称	配置図	図面番号
			用紙サイズ	A3	図地名	

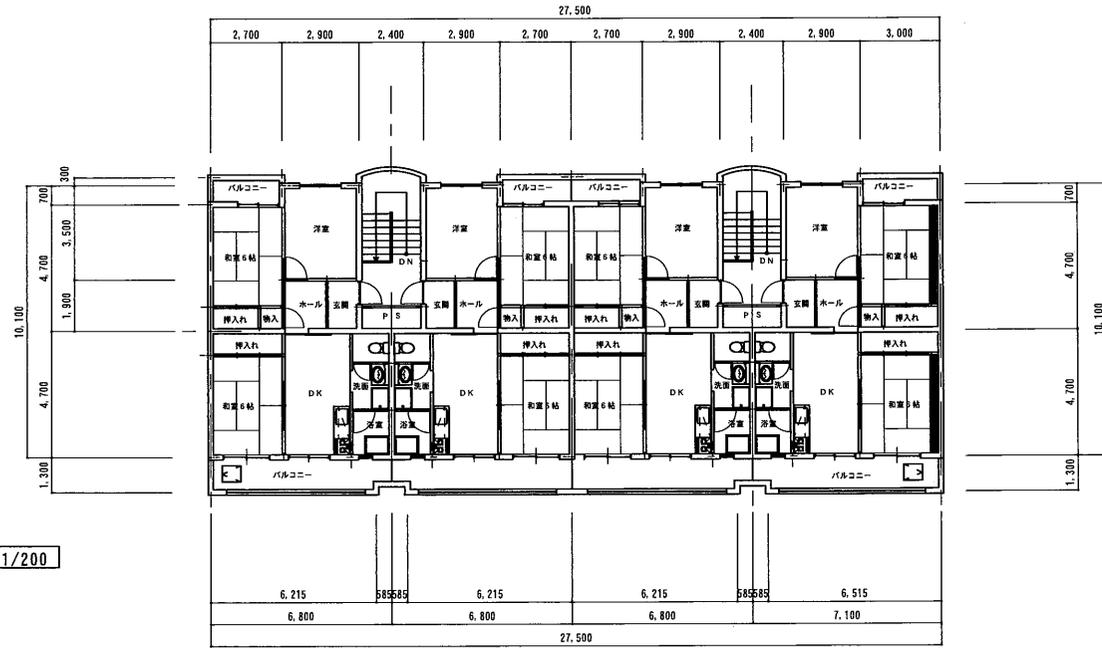
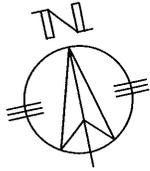


2階平面図 S=1/200

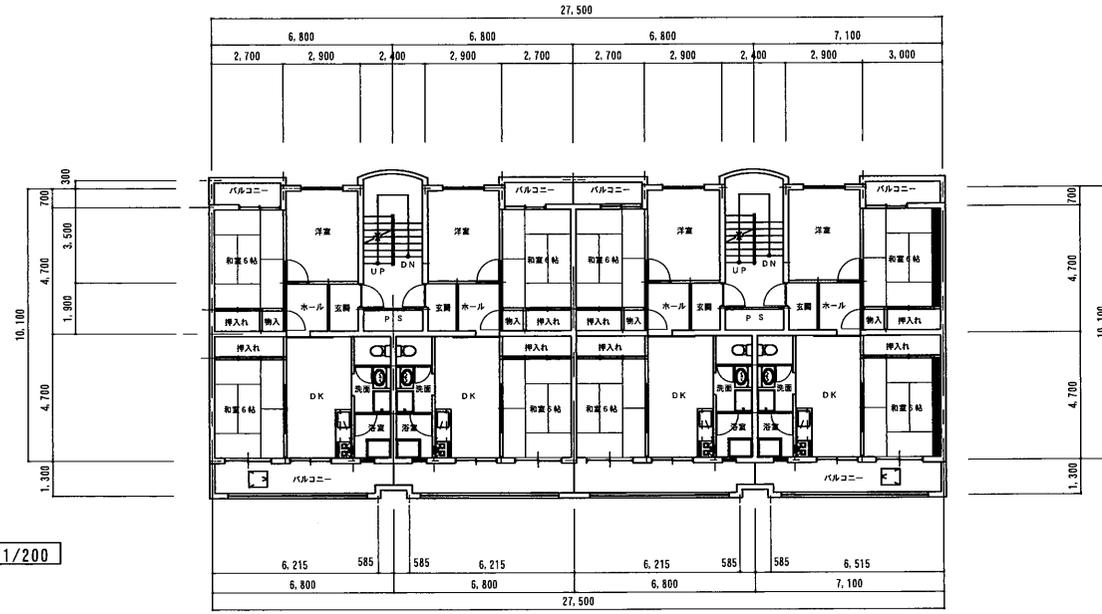


1階平面図 S=1/200

SCASLE	1:200	図面名称	1階・2階	図面番号
用紙サイズ	A3	図地名	中之島第2団地 1棟	

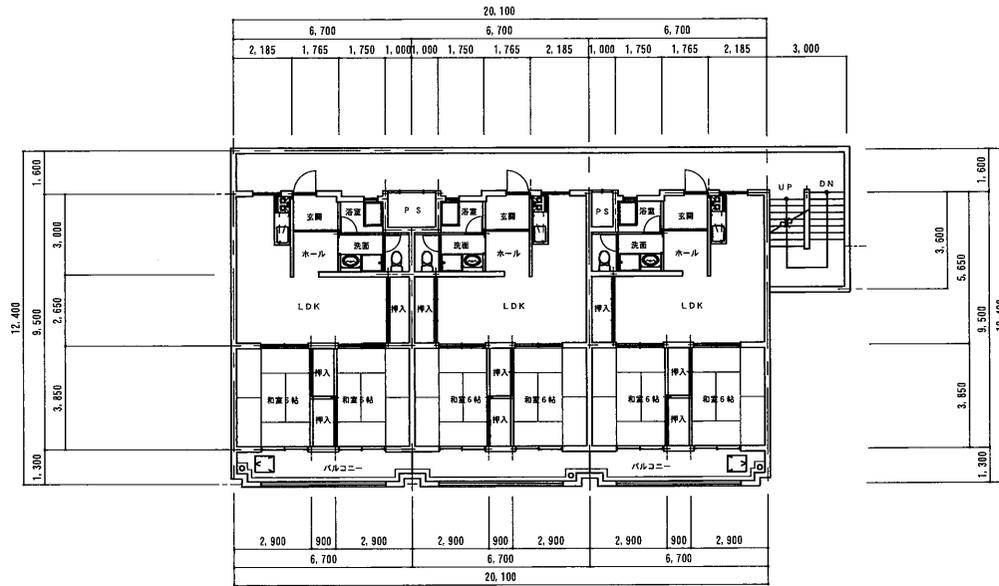
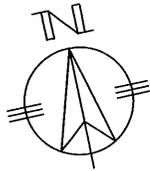


4階平面図 S=1/200

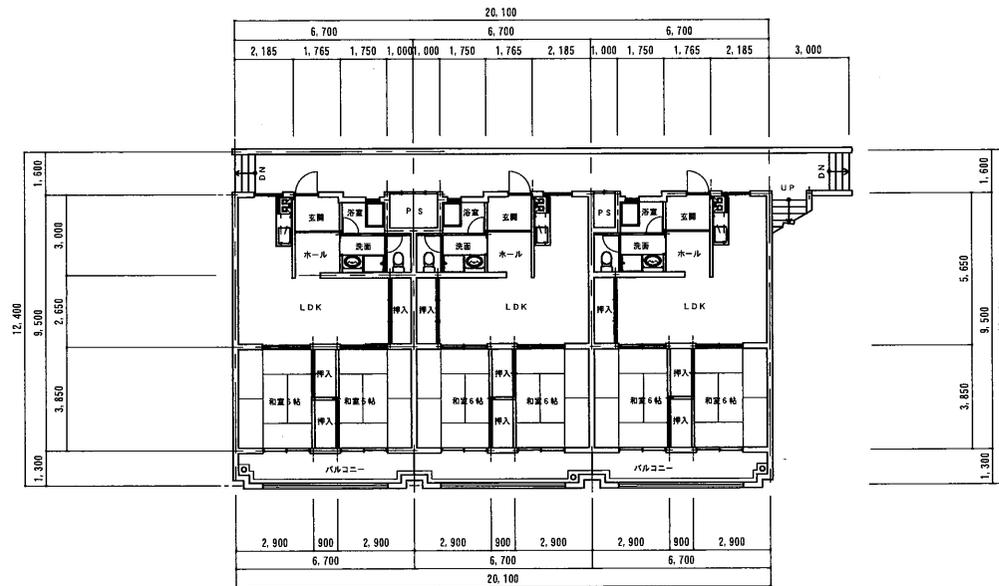


3階平面図 S=1/200

SCALE	1 : 200	図面名称	3階・4階	図面番号
用紙サイズ	A3	所在地	中之島第2団地 1棟	

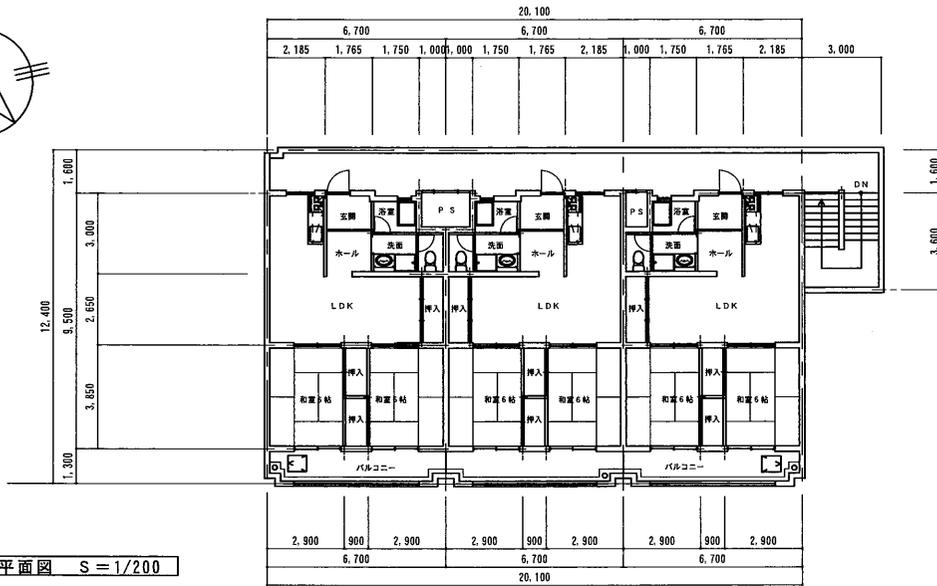
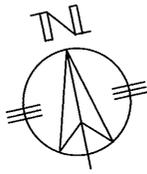


2階平面図 S=1/200

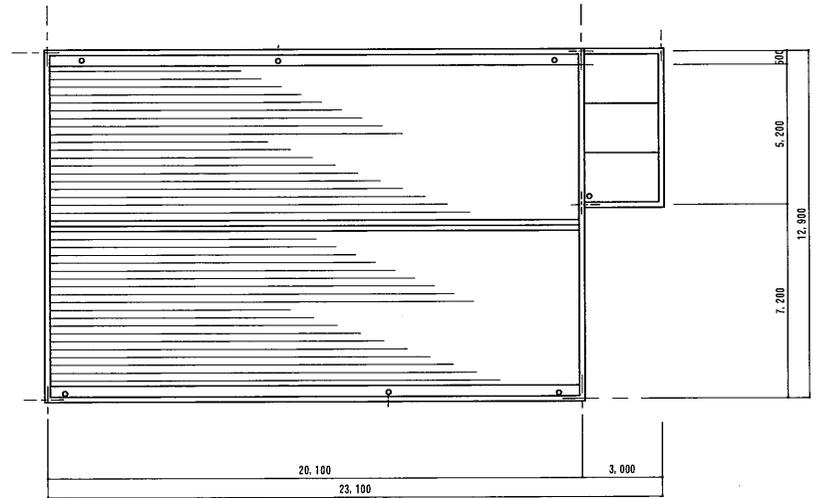


1階平面図 S=1/200

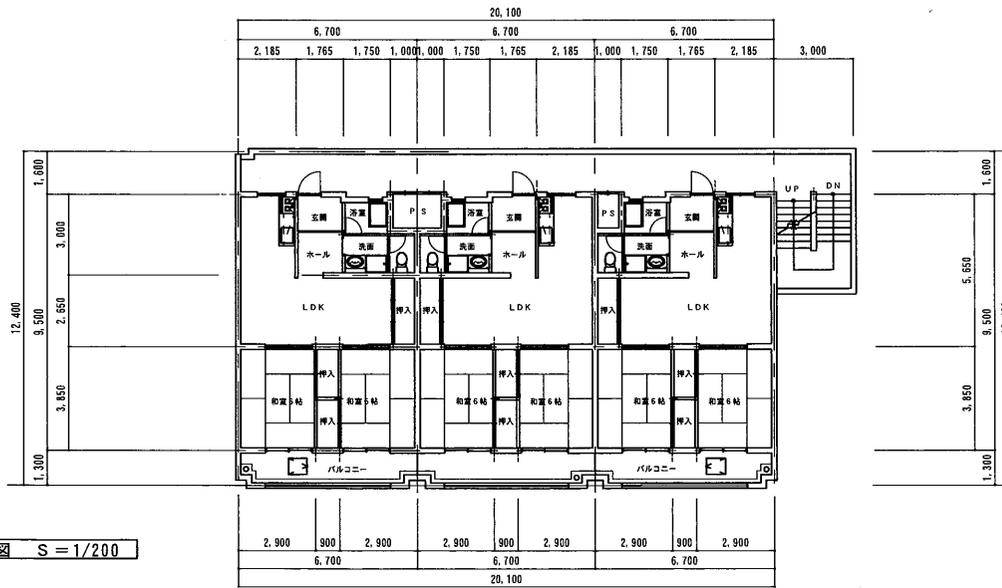
SCASLE	1 : 200	図面名称	1F・2F	図面番号
用紙サイズ	A3	団地名	中之島第2団地 2棟	



4階平面図 S=1/200

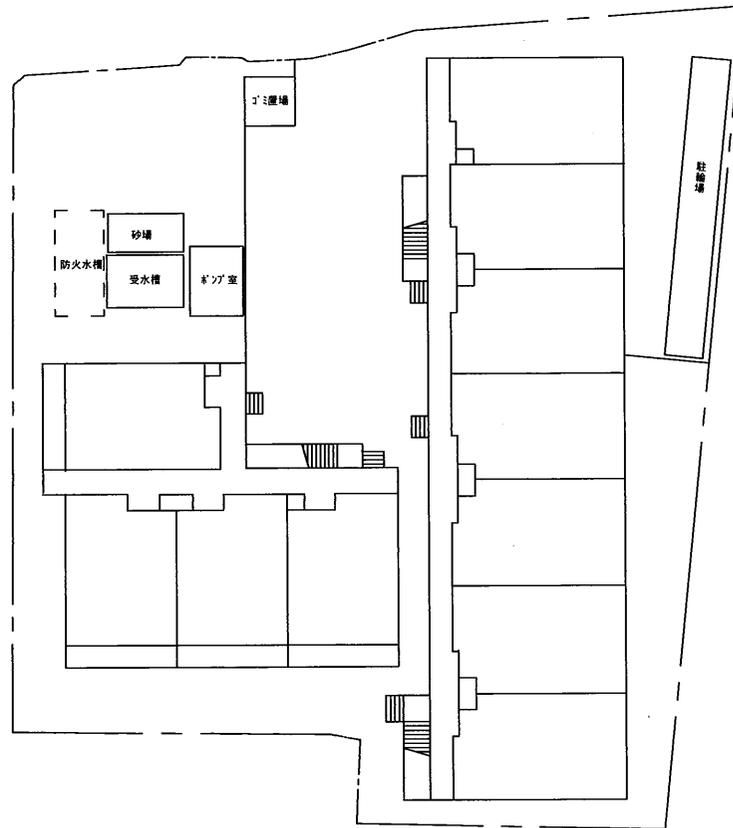


R階平面図 S=1/200



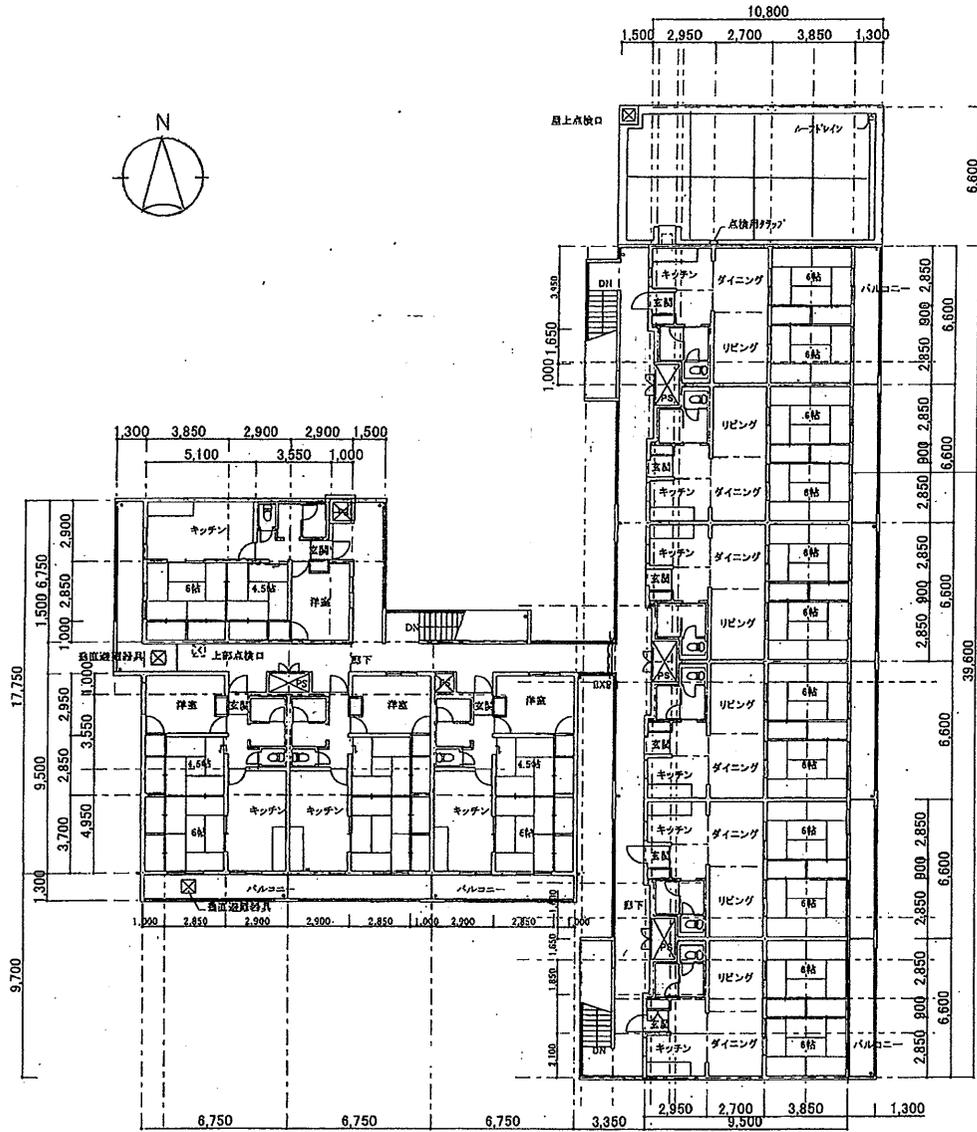
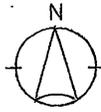
3階平面図 S=1/200

SCALE	1:200	図面名称	3F・4F・RF	図面番号
用紙サイズ	A3	所在地名	中之島第2団地 2棟	

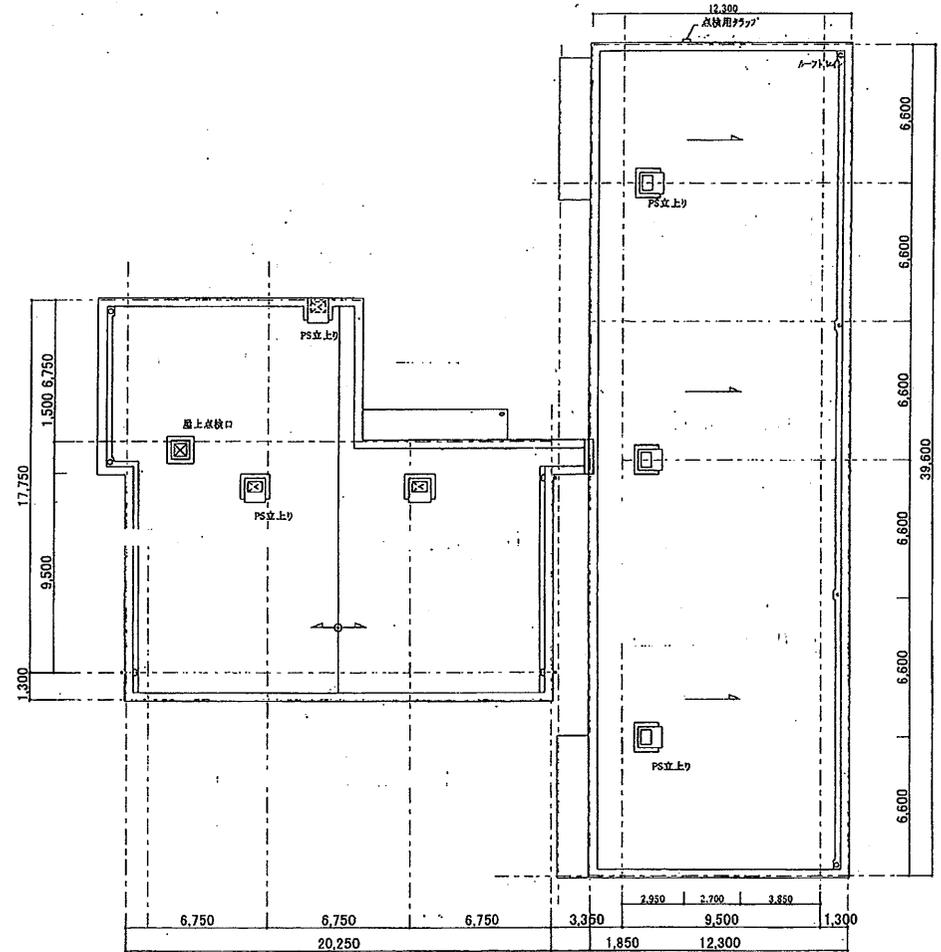


SCALE	1:300	図面名称	敷地配置図	図面番号
用紙サイズ	A3	団地名	塩屋第2団地	





3階平面図 S=1/250



2階平面図 S=1/250

SCALE	1:200	図面名称	3F・RF	図面番号
用紙サイズ	A3	所在地	塩屋第2団地	